

第 7 9 号議案

豊川市部設置条例の一部改正について

豊川市部設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市部設置条例の一部を改正する条例

豊川市部設置条例（昭和 5 3 年豊川市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>豊川市部等設置条例</u> (設置) 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 企画部 (中略) 都市整備部 <u>2 前項に規定する部のほか、市長の権限に属する事務を分掌させるため、部に属さない課として危機管理課を置く。</u> (部等の分掌事務) 第 2 条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。 企画部 (1)～(5) (略) 総務部～都市整備部 (略) <u>2 危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。</u> (1) <u>危機管理に関する事項</u> (2) <u>防災に関する事項</u>	<u>豊川市部設置条例</u> (設置) 第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 企画部 (中略) 都市整備部 <u>上下水道部</u> (部 の分掌事務) 第 2 条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。 企画部 (1)～(5) (略) (6) <u>防災に関する事項</u> 総務部～都市整備部 (略) <u>上下水道部</u> <u>下水道に関する事項</u>

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、行政運営の適正な執行を図るため必要があるからである。